

特定非営利活動法人 CAP センター・JAPAN 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人 CAP センター・JAPAN 定款第53条の規定に基づき、運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(制定ならびに改廃)

第2条 この細則は、理事会の決議により制定し、また改廃する。

(解釈上の疑義)

第3条 この細則の条項に解釈上の疑義が生じた場合、理事会の議を経て理事長が決定する。

第2章 会員について (定款第3章 会員細則)

(種別)

第4条 本会の会員資格は、正会員、活動会員および賛助会員の3種である。

2. 正会員は、この法人の目的および趣旨に賛同する人々から広く募り、特定非営利活動の運営に参加する個人および団体を言う。覚書 (Memorandum of Understanding) を交わしCAPプログラムを実践するグループとは限らない。団体正会員会費額は20,000円、2012年度より個人正会員会費額を10,000円とする。

3. 活動会員は、当法人のRTC (Regional Training Center / ICAP認可によるCAPトレーニングセンター) 圏内で「CAPスペシャリスト活動認定証」もしくは「CAPスペシャリスト資格取得証明書」を所持するCAPスペシャリストとする。

4. 賛助会員は、この法人に賛同し活動を支援・協力する個人および団体とする。

5. 会員の声 (要望・意見) を円滑に反映させるため、会員は所定用紙の「申出書」を提出することができる。様式は別紙のとおり。

第3章 組織について (定款第4章 役員および職員 第5章理事会細則)

(理事会)

第5条 理事会は、当法人の経営・運営の責任を負う。

2. 理事会は、ICAP (International Center for Assault Prevention) とのRTC (Regional Training Center / ICAP認可によるCAPトレーニングセンター) 契約にもとづきRTC業務を行うため、CAPプログラムを実践するグループと覚書 (Memorandum of Understanding) を取り交わし、CAPスペシャリストのトレーニング業務 (資格取得および研修)、CAPスペシャリストの資格管理、CAPプログラムの管理および運用解釈の責任を負う。上記業務を明確にするために、別途「RTC業務に関する解説」を定める。

3. 当法人の上記運営を円滑に遂行するために、理事会は事務局および各種委員会を設置する。

4. 新理事候補選出にあたっては、事前に正会員・事務局・委員会から候補者を募り、理事会で審議された結果をもって、総会へ議案提出するものとする。

(事務局)

第6条 理事会が決定した事項の業務処理およびRTCの窓口業務を行うため、事務局には、事務局長ならびにその他の職員を置く。

2. 事務局長は、事務局員を採用し、その職務規定および待遇等については、理事会にて提案し、承認されるものとする。また、その勤務状況及び報酬等は理事会に報告される。

3. 事務局長は、臨時職員を採用し、理事長に報告する。

4. 事務局長は、当法人の経営・運営およびRTC業務に関する会員からの質疑・意見について、所定用紙の「申出書」をもって受け付ける。

(委員会)

第7条 理事会は各種委員会を設置し、委員を委嘱し、その業務を委託する。運用規則は、各委員会にて随時定め、理事会が承認する。現委員会は以下のとおり。

(1)定款・細則を考える委員会 (2008年12月設置)

設置目的：組織改編に伴い、必要に応じて定款の見直し案や細則の検討・作成を行う。

業務内容：定款変更案ならびに細則案を作成し、理事会へ提出する。

構成メンバー：NPOの外部専門家、事務局(長)を含む3名で構成し、任期は1年で重任は妨げない。

(2)トレーナーの選考と評価に関する委員会 (2009年6月設置)

設置目的：トレーナーの選考と評価に関する検討を行う。

業務内容：理事会から付託されたトレーナーの選考と評価に関する検討を行い、理事会に提案、報告を行う。

構成メンバー：外部専門家1~2名、理事長、事務局(長)1名で構成し、任期は1年で重任は妨げない。

(3)運営委員会 (2008年12月設置された準備会を経て、2009年6月設置)

設置目的：組織全般の運営を円滑に進めるために、団体の運営や企画を検討する中核部署を担う。

業務内容：

- ・理事会に付議すべき事項に関する審議
- ・各機関における業務内容、情報共有・運営について、調整と検討
- ・組織管理にかかる経費(人件費・交通費を含む)や事業運営の見直し
- ・組織全体の調整、事業計画・収支予算の検討
- ・新機関や部署の設置の検討
- ・その他、理事会や各機関からの情報に基づき、必要に応じて関連する事項の検討

構成メンバー：理事1名、トレーニング委員会委員1名、事務局(長)1名を含む数名で構成し、任期は1年で重任は妨げない。

(4)トレーニング委員会 (2008年12月設置された準備会を経て、2009年6月設置)

設置目的：ICAPと契約を交わしたRTC機能を担うための以下の業務を執行する。

業務内容：

- ・定款第5条における事業の第1、5事業における事業計画および研修内容の立案
- ・トレーニングの持続可能な体制を作るため、経営面や人的配置においての短期プラン・中期プラン・長期プランの作成
- ・プログラム管理
- ・CAPスペシャリスト更新制度
- ・トレーニング委員会の構成の人数・構成員、各部門の活動・運営、新たなチームや部門の設置などの検討
- ・その他トレーニングセンターとしての機能を円滑に進めるための事項

構成メンバー：養成講座部門の構成員、TA(テクニカルアシスタンス)部門の構成員、事務局員で構成し、任期は1年で重任は妨げない。

付則 この細則は2011年10月15日に理事会の承認を経て、2011年11月1日より施行する。